

令和5年度 第2回三田市障害福祉審議会

開催の日時	令和5年7月27日(木) 16時00分～17時30分
開催の場所	まちづくり協働センター 多目的ホール3
欠席者	2名(崎山委員、林委員)
出席した庶務職員の職 及び氏名	共生社会部：岸本共生社会部長、鶴福祉共生室長、西脇障害福 祉課長、永井障害福祉課係長、萩原障害福祉課係 長、尾崎障害福祉課主任、山根障害福祉課主任 学校教育部：市原教育支援課長
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 三田市障害福祉審議会の公開等について (2) 第6次三田市障害者福祉基本計画の骨子(案)について (3) 第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系(案)につい て
公開・非公開の区分	公開
連絡先	共生社会部 福祉共生室 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 説明・協議事項
 - (1) 三田市障害福祉審議会の公開等について
 - (2) 第6次三田市障害者福祉基本計画の骨子(案)について
 - (3) 第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系(案)について
- 5 その他
- 6 閉会

審議経過

1 開会

配布資料の確認等
共生社会部長挨拶

2 自己紹介

3 会長・副会長の選出

事務局一任で会長に津田委員、副会長に八十川委員が提案され、拍手で承認した。

(津田会長)

第6次三田市障害者福祉基本計画策定にあたり協議を進めていく大事な時期となっております。活発な議論をお願いできればと思います。

それではまず、委員会審議の公開について審議事項の説明を事務局をお願いします。

4 説明・協議事項

(事務局)

資料説明（三田市障害福祉審議会の公開等について）

(津田会長)

提案では、会議録を公開した際に委員の氏名が掲載されることになっていますが、議論がしにくいなど、氏名を伏せた方が良いと思う方はおられませんか。事務局案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、従来通り名前を表記し公開することとします。

次に「資料4」の第2章までを事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料説明（第6次三田市障害者福祉基本計画の骨子（案）について）

(津田会長)

ただいまのところご質問・意見のある方はお願いします。

(長田委員)

2ページに「障害者等」と数カ所出てきますが、「等」は何かを示しているのですか。その後の文言では「障害者を取り巻く」となり、「等」がありません。有無に何か違いがありますか。

(事務局)

令和4年に障害者総合支援法が改正されていますが、この中には障害者だけでなく支援者に対する支援内容も含まれていると認識しています。このため、「障害者等」という表記を使い、それに対する支援の充実が求められていることの記載をしています。

(長田委員)

21ページの「2障害者を取り巻く状況と課題の整理」でも、障害者等として、そういった背景を出したほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

表記は統一したいと思います。

(長田委員)

14ページの「働くこと、望ましい働き方について」の項目中、身体障害者手帳を持つ人で「働きたくない、働くつもりがない」との回答が約2割と最大数になっています。多いように思いますが、この要因として分かったことはありますか。

(事務局)

身体障害者手帳を持つ人が「働きたくない、働くつもりがない」と回答する割合が高くなるのは、高齢者の割合が高いことが要因としてであると分析しています。

(津田会長)

社会参加に力点を置く計画作成になっているのではないかと思います。「障害者を取り巻く状況と課題の整理」でも、社会参加に向けてさまざまな枠組みを検討していく必要があるとの方向性だと思います。

2・3ページの部分については、一貫性の観点からいうと、2011年の「スポーツ基本法」により障害のある人たちのスポーツ参加に関して明文化され、2018年には「障害者文化芸術活動推進法」が出来たことで施策展開において重要な法律になるので、こうしたことについても軟らかく法体系に言及しておくで一貫性を保つことができると思います。

また、障害者権利条約にあるインクルーシブ教育についても骨子案にも明記されています。根拠となるものは現在、同条約しかないと思いますので、それについても触れておくで一貫性が保たれるのではないかと思います。

骨子案には「生涯学習」の観点があると思いますが、文言が出てきません。「療育・教育の推進」もしくは「活動できる社会づくり」の項目に盛り込むのか、その辺りについても議論していただければと思います。

(事務局)

指摘がありました法律等の関連について検討していきたいと思います。また、社会参加については、現在の案ではスポーツや文化活動等の2点に集約されているところがありますので、生涯学習についても施策の方向性に盛り込みたいと思います。

(津田会長)

他にいかがでしょうか。さまざまな観点から意見をいただきたいと思います。

(八十川副会長)

インクルーシブ教育という言葉が出ましたが、三田市として、どういうシステムを考えているのですか。

私は障害者問題に20年近く関わってきましたが、障害者を一般のクラスに入れず、区別して進めることに疑問を持ち続けてきました。先日、NHKの番組で豊中市のインクルーシブ教

育について、一般の教室で視覚障害者や知的障害者と一緒に学ばせて50年になるという取り組みが報道されていましたが、今、この取り組みが岐路に立たされているそうです。文科省が授業の半分は特別支援学級で受けさせる方針を出しているからです。

三田市のインクルーシブ教育は国の方針に従い、そういう方向へ持っていきたいと考えているのかどうか。豊中市のような方式で考えているならうれしいと思います。インクルーシブ教育と言葉はいいのですが、豊中方式のようなものが三田市で実現できるのか、言葉遊びだけなのかどうか、事務局の考えを聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

市の特別支援教育は文科省の指針に沿っていることに変わりはありません。「授業の半分は特別支援学級で」との通達は来ましたが、小中学校の特別支援学級に在籍する一人一人の障害の程度は異なります。特別支援学級では、最終的には社会への自立を見据え、個に応じた教育が行われなければならないと考えています。学校長には、特別支援学級に在籍するということは、その子に応じたオーダーメイドのカリキュラムを含んだ、社会の自立を目指した教育を行うように伝えていきます。交流学級での授業も必ずしも半分以上ということではなく、学びと将来の自立を考える上で交流を多く取ることがいい場合は、多く取っている子どももおります。一律に半分ではなく、それぞれの子どもの状況に応じた教育のカリキュラムを行うようにしています。

(津田会長)

インクルーシブ教育の推進は施策体系でも出てきますが、ここで議論をしてもいい話題だと思います。インクルーシブ教育という言葉を出したからには、それが何なのかを説明せざるを得ないですし、説明ができるようにしておくことは大事なことだと思いますので、意見交換したいと思います。皆さんは、どういうお考えを持っていらっしゃいますか。

(高橋委員)

数年前、スウェーデンで研究をしていた二文字理明先生の講演を聴いた際に感じたことですが、フルのインクルーシブはハードルが高いそうです。しかし、フルを目指して何ができるかが大事ではないかということでした。個別の支援は大切ですが、目指すべきところを考えながら進んでいかないと変わらないと思います。八十川副会長の長年の経験で出された意見は、何を指すかということで大事だと思いました。

(山口委員)

ひまわり特別支援学校は29番目の学校として開校しました。理念は、併設型でつくられた特別支援学校で、障害のある、なしで分けるのではなく、同じ場で学ぶことが子どもたちにとって大事だということです。小学部は富士小学校、中学・高等部も富士中学校に併設しており、三田市が考えるインクルーシブ教育の理念、システムの中に特別支援学校もあると思っています。併設校との交流授業で子どもの学びを支え互いを認め合う。こうしたことが日常的にできることが大事だと思っています。

(南里委員)

分ける、分けないという考え方ではなく、同じ接し方ではいけない児童もいますので、手厚く考えていただけるシステムは維持したほうが良いと思います。

(津田会長)

インクルーシブ教育に関して考えを申し上げます。インクルーシブとはエクスクルーシブの反意語で、「排除」とは違う逆の方向の動きを示す言葉です。そこから考えると、現在は学校に障害をめぐっての排除があるという認識が出发点になると思います。排除をいかになくしていくかがインクルーシブ教育の言葉の本来の意味と考えています。

それを考えた際、神戸大学附属特別支援学校に来る子どもたちは、通常学校の中で排除されて嫌な思いをしたり、傷ついて社会や大人に対する不信感を高めているケースが少なくありません。通常学校で排除されている子供たちが特別支援学校にくるケースもあります。

そういう子どもたちの数は近年増えていて、通常学校が排他的ということこそがインクルーシブ教育の本丸だということが私の認識です。そこをどう修正していくかについて、基礎自治体である三田市として何をすることが問われていると思っています。排他的というのは、殺伐とした世相を反映していることもあるかもしれませんが、子どもたち一人一人に対する個別・最適な教育をしていくことができる環境があるのかということ、通常学校は理想通りにはいかないのが現実だと思います。これは三田市だけでなく、教育行政全体の問題ですから、その中で何ができるのかが問われているということが、本来の考え方ではないかと思っています。

さまざまな議論を出していただきました。インクルーシブ教育という言葉を出すことによって、どういう教育の姿を追求していくのかという議論が起きることに意味を見だし、それで良しとするとの意見もあるでしょうし、目標を設けて計画的に進めるという議論もあると思います。議論喚起型なのか、目標追求型の文言なのかということですが、それについていかがでしょうか。

(事務局)

基本計画の策定に関しては、委員のさまざまなご意見をいただき、それを基に事務局で形にまとめる流れになります。議論の結果を反映したいと思います。解決にまで至らなくても結構です。

(津田会長)

計画期間中の話です。計画策定までのところで、目標設定ができるとは考えられないと思います。計画期間中に議論を促し、受け止めるのは自然かと思いますが、そういう考え方で大丈夫でしょうか。

(事務局)

計画期間中というのは6年間のことかと思いますが、その通りです。計画を策定する今の段階で細かなところまでの目標設定は難しいと思っています。そのため、方向性、目標を定めていただき、6年間で実行に移していく形を考えています。

(八十川副会長)

身体障害者といっても幅が広く、知的障害者も3クラスに分かれています。その中で、みんな横一線で同じように普通のクラスに入れるのは至難の業かもしれません。しかし、本人が希望すれば、一般のクラスで勉強ができるような三田市であってほしいと思います。

数年前に「ミスター・バリバラ」といわれている西宮市の玉木さんの話を聞いたとき、本人は普通の高校に行きたかったけれども特別支援学校に行けと言われ、仕方なく特別支援学校に行ったと聞きました。特別支援学校は全寮制ですから、学校と寮を往復するだけの3年間で社会勉強をしなくても済んだそうです。本人は日本福祉大学出身で、在学中は下宿して1人で生活しているため、社会の冷たさも経験していると思います。本人が希望すれば普通の教室でみんなと勉強ができて、障害者と一緒に勉強する小学生や中学生、あるいは幼稚園児のころから障害者と身近に接していたら、あえて障害者教育をする必要はないと思います。できるだけ小さな頃から障害者と関わっていくことで、福祉や支え合いの心も生まれてくるのではないかと考えています。大人になってから「障害者への理解を」と呼び掛けても遅いと思います。

国連の障害者権利条約などができて、取り組みは進んでいます。現在、エレベーターが設置されていない駅はほとんどありませんが、エレベーターの無かった時代は、駅員が車椅子の方を4人で抱えて階段を上ったりする姿を見てきました。優先席がない時代には、子どもたちがお年寄りや体の不自由な人に席を譲るのは当たり前でした。バリアフリー化は進んで結構なことです。人として障害者や高齢者に対する心のバリアはどんどん高くなってきているのではないかと考えています。今は弱い人に対する思いやりが弱くなっていると思います。高齢者も含めるときりがありませんから、三田市は子育て世代と障害児にとって住みよい街であってほしいと願っています。

(津田会長)

その辺りを具体的にどう進めていくかという議論ができていければいいと思います。

それでは「資料4」の第3章及び資料5について説明をお願いします。

(事務局)

資料説明 (第6次三田市障害者福祉基本計画の骨子、第3章)

(第6次三田市障害者福祉基本計画 施策体系案)

(津田会長)

意欲的な表を作っていただきました。チェックを含め、意見交換が大事だと思いますので、ご意見・ご質問をお願いします。

(満原委員)

精神障害者家族会で議論している中で、親としては子どもを早く社会参加させたい、自立し就職をさせたいという思いで活動しています。統合失調症を持つ人は引きこもりが多く、就職するまでにはかなりの距離があります。そのため、引きこもりの人をどのようにして社会へ、また家から外へ出すかについて、会の皆さんと考えています。その中で、親は就労継

続支援B型事業所で社会訓練をさせたいわけですが、子ども側はB型事業所であれば行きたくないという現実があります。いろいろな理由があると思いますが、一律的な方法に対して個性が合わないと思っていることがあると思います。

第6次計画の福祉サービスの「基本目標1 生活支援の充実」の「(2)福祉サービスの充実」の中で、主な事業項目に「②地域生活拠点の充実」があります。三田市は地域活動支援センターやB型事業所があり、創作活動や生産活動の機会を提供することになっていると思います。しかし法律では社会との交流促進の場も入っています。創作活動や生産活動をしなくても、例えばぶらりと行って将棋や囲碁を指したり、テレビを見たり、音楽を聞いたりする所も必要ではないかと思いました。尼崎などでは、そういう場を設けています。

(市川委員)

充実した内容で、これが実現するとすごいと感じました。私たちの会は知的障害者の子どもを持つ親の会です。社会参加や外出などをするに当たってのガイドヘルプはリクエストをかけても半分ほどしか受けてくれるところがないのが現状です。人手不足も分かっていますが、そういう人の育成をどういう方法で具体的に進めているのか聞かせてください。

(事務局)

ただ今の質問は、「基本目標4」の「(3)地域福祉活動の推進・支援者の育成」に当たると思います。具体的にどう進めていくのかビジョンがあればということですが、福祉人材の不足は皆さんがご存知の通りだと思います。障害分野だけではなく、介護・高齢分野でもヘルパー不足が課題となっております。事業者同士の連携を取り、事業者の合同就職説明会などを展開していくことも考えられると思います。一番いいという手立てはありませんが、働き手の高齢化もあり、外国人ヘルパーの育成等も含めて考えていきたいと思っています。

(南里委員)

「農福連携」という言葉が出てきますが、どういうものですか。

(事務局)

例えば、就労継続支援B型事業者と農家が契約して黒豆を栽培するなど、農業分野と障害分野等が提携する取り組みです。精神障害の方などが社会参加するきっかけとして、太陽の下で農業をする取り組みは全国的に進んでいます。事業所側には支援者の配置等の問題も多々ありますが、農福連携は今後進めていくべき事業だと思っています。

(南里委員)

具体的な施策と感じましたので質問しました。「基本目標5」の最後に「障害者虐待防止の体制整備(拡充)」とありますが、差別的な見方の改善が非常に大事だと思います。体制拡充は具体的にどういうことを考えていますか。

(事務局)

障害への理解・啓発など、差別解消などはこの計画でいうと、「基本目標4」の「(1) 障害への理解促進」や「基本目標2」にある教育の分野などになるかと思います。「基本目標5」の虐待防止の体制整備は、市内で起こった虐待事案を踏まえ、見えない虐待を防止するよう、サービスを受けている人は相談員や事業者などの目配りがありますが、サービスを受けていない障害のある人への戸別訪問などを充実させていく必要があると思っています。

(長田委員)

農福連携の文言を入れていただきありがとうございます。地域の営農組合と契約し、地域の圃場で枝豆を刈り取ったり雑草を抜くなどの作業では、利用者や支援者、地域の人と一緒に活動をしています。最初は馴染みもなかった地域の皆さんとも、続けることで理解が得られたり、互いにできることを探っています。雑草を抜く作業では、枝豆まで抜いてしまうことがあり、就労だけで捉えると難しい面もあるのですが、障害者理解と共生社会を進めたいという意味でも、計画にはうまく盛り込んでいただきたいと思います。

(高橋委員)

全体的に書いてある内容が実現すればと思いますが、具体的にどのような形で進められているのかと思うところがあります。例えば、「基本目標1」の「(3) 家族・介助者への支援」に「②ヤングケアラーの支援」があります。この文言はよく見かけますが、実際にどういう形で支援をしていくのか。特にケアマネジャーをしていると、高齢者の介護サービスで自宅に伺うと、子どもに障害があってサービスを受けておらず、兄弟が世話をしているというケースもあります。

介護者の支援についても、障害のある人を母親が介護できなくなったり、認知症になって介護サービスでケアマネジャーが支援を行うこともあります。また、障害者総合相談窓口「きいてネット」に相談し、一緒に支援に動くこともあります。一支援者の力量に左右されない支援をお願いしたいと思いますが、どういう支援をお考えなのか、教えていただければと思います。

(事務局)

ヤングケアラーとは何歳までのことをいうのかという定義も揺れているところもありますが、相談窓口の統一化などから着手すべきではないかと思っています。「ヤングケアラーの支援」と書いていますが、具体的にどういう支援ができるのかなどについては、検討を進めていかなければなりません。他市町で取り組みの事例があれば教えていただけると助かります。

(高橋委員)

居場所づくりから始めても、私は「ヤングケアラーです」と手を挙げて来る人は少ないです。ケアマネジャーやヘルパーなどから情報を拾い上げ、支援が必要な人のことを一緒に考えていこうと、ヘルパーステーションが取り組んでいる尼崎の事例を聞いたことがあります。どれだけ丁寧に拾い上げ、支援していくかが大事だと思います。

社協でも65歳以上が介護保険の高齢者、64歳以下は異なるという形の制度の下では、支援しています。しかし、年齢で区切ったりするのではなく、ファースト・インテークはしっかりと相談を受け入れるようにしていこうと話し合いをしています。年齢で区切ってしまうと、そこで障害の方やヤングケアラーの方が隠れてしまいます。区切らないことでサービスを受けていない障害の方への支援にもつながると思います。

(山口委員)

「基本目標2(2)切れ目のない支援の充実」を新規に入れていただき、ありがたく思っています。学校教育から社会に出ていくつなぎをしていくためにどうすることがいいのか、市としてしっかり加えていただいたと思っています。

「基本目標4 共に生きるまちづくりの推進」の「(2)誰もが参加しやすい地域社会づくり」については、インクルーシブ教育のシステムが市で積み上がっていくと、「誰もが参加しやすい地域社会づくり」につながっていくと思います。計画の中でもつながりが見えてくると思いますので、そのシステムが構築され、内容が具体的に示されていけば良いと思います。

(津田会長)

「基本目標4」は、障害のある方たちに対してではなく、社会全般に対して施策展開していく部分だと理解しています。「(2)②障害者の自立と社会参加の促進」は、障害者に対する働きかけを書いているのではないかと思われ、整合性に欠けるように思います。むしろ、「基本目標3 就労や社会参加への支援」に入るのではないかと思います。障害のある人の居場所づくりは社会参加の一つの道筋をつけることだと思いますので、位置付けを「(3)スポーツ・文化活動等の展開」とすることを提案します。

次に「ソーシャル・インクルージョンの推進」は具体的に何をするのか。この言葉で良いのか等、具体的なイメージが浮かぶよう補足したほうが良いと感じました。

「基本目標2(2)切れ目のない支援の充実」についてですが、社会教育法では、全ての人があらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができる環境醸成をしていくことが、自治体に義務として課されています。1949年に制定され、当然念頭に置いておくべきことだと思いますが、最近は社会教育や生涯学習など、生涯を通じて学び続けることが無視される状況になってきており、社会教育に関連する部署がなくなっています。学校と社会福祉の連携により、そのことをカバーするというような乱暴な話ではない方がほうが良いように思います。

(事務局)

「基本目標4の(2)②障害者の自立と社会参加の促進」を「基本目標3の(3)スポーツ・文化活動等の展開」というご提案は、社会参加の促進をメインにしている関係もあり、居場所づくり等については社会参加の一環として「就労や社会参加への支援」の項目に入れていくべき項目ですので、反映させていきたいと思っています。

(津田会長)

本日の審議事項は以上です。進行を事務局にお返しします。

5 その他

(事務局)

長時間にわたり協議を頂きありがとうございました。本日頂いた意見等を踏まえ、次回につなげていきたいと考えています。

第3回審議会は9月13日の水曜日14時から2時間程度、市役所本庁舎3階302会議室で開催を予定しています。4回目は10月上旬を予定し、時間、場所は後日連絡します。

6 閉会

(事務局)

以上で令和5年度第2回三田市障害福祉審議会を閉会します。